

機密保持規則

ワイヤレスパワーマネジメント (WPM) コンソーシアム (以下「本会」という) は、ワイヤレスパワーマネジメント (WPM) コンソーシアム会則 (以下「会則」という) 第14条に従い、会則第4条に定める会員 (「法人会員」「研究機関会員」と会則第10条に定める事務局との間、もしくは会員相互間で授受される機密情報の機密保持に関し、次のとおり機密保持規則 (以下「本規則」という) を制定する。

第1条 (機密情報)

- ① 本規則において機密情報とは、会員または事務局 (以下「開示者」という) が、会則第3条に定める本活動にあたって、他の会員または事務局 (以下「被開示者」という) に対して開示する、開示者の技術または営業上の情報をいう。
- ② 前項にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明できる情報は、機密情報には該当しないものとみなす。
 - (1) 開示者から知得する前に、既に公知であったもの。
 - (2) 開示者から知得した後に、被開示者の責によらずして公知となったもの。
 - (3) 開示者から知得する前に、既に被開示者が知得していたもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、被開示者が機密保持の義務を伴わずに知得したもの。
 - (5) 開示者の機密情報によらず、被開示者が独自に開発して知得したもの。

第2条 (機密情報の取扱い)

- ① 開示者は、機密情報を開示するときは、それを特定し、開示する方法に応じて、次の通り、機密情報であることが被開示者に認識できるような措置を施す。
 - (1) 書面、電磁的記録、物品 (試料・サンプルを含む)、その他の媒体に記載または記録した状態、もしくは当該媒体により具体的に認識できる状態で機密情報を開示する場合は、当該媒体または当該媒体の封入・梱包物に、機密情報である旨の表示を付する。
 - (2) 口頭 (電話等による通信を含む)、視覚的手段、その他媒体によらずして機密情報を開示する場合は、開示時に機密情報である旨を告知し、かつかかる開示後 30 日以内に、当該機密情報を記載または記録した書面もしくは電磁的記録を作成して、被開示者に交付する。
- ② 被開示者は、前項に基づき機密情報の開示を受けたときは、開示者の要求があれば、速やかに、開示を受けた旨を証する書面または電磁的記録を作成して、開示者に交付する。
- ③ 被開示者は、第1項に基づき開示を受けた機密情報について、善良なる管理者の注意をもって機密管理するものとし、次の各号の定めを遵守する。
 - (1) 本活動以外の目的に使用しない。
 - (2) 開示者の書面による事前承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しない。
 - (3) 被開示者内においても、本活動のために必要最小限の者以外には開示しない。
 - (4) 本活動のために必要な場合を除き、複写または複製を作成しない。
 - (5) 本会が解散したとき、本会から退会したとき、または開示者が要求したときは、第1項の媒体またはその複写もしくは複製の全てを、開示者の指示により、返還するか、または機密情報を解読不能の状態にした上で破棄する。
- ④ 法律または政府機関もしくは裁判所の命令により特定の機密情報の開示が要求される場合は、被開示者は、前項の定めにかかわらず、当該法律または命令に従い、開示者の機密情報を開示することができる。ただし、被開示者は、当該法律または命令により許容される範囲で、事前に開示者と協議し、開示者の意見を可能な限り尊重し、その開示範囲を必要最小限とし、かつ開示先から第三者への更なる開示を防止するための適切な措置を講じるものとする。

第3条（グループ会社または他の会員への開示）

- ① 開示者は、機密情報を自らの親会社（開示者の総株主の議決権の過半数を所有する会社）または子会社（開示者が直接または間接にその総株主の議決権の過半数を所有する会社）を通じて開示する場合には、自らの親会社または子会社をして第2条第1項各号に定める措置を施させる。
- ② 被開示者は、第2条第3項第2号の定めにかかわらず、自らの親会社（被開示者の総株主の議決権の過半数を所有する会社）または子会社（被開示者が直接または間接にその総株主の議決権の過半数を所有する会社）または本会の他の会員に対しては、開示者の承諾なく、本活動のために、開示者の機密情報を開示することができるものとする。ただし、開示者が特定の会員に対してのみ開示を希望する機密情報については、被開示者は、別途開示者と締結する機密保持契約書に従うものとし、本会の他の会員に対しては開示することはできない。
- ③ 被開示者は、自らの親会社または子会社が第1条または前項に基づき開示者の機密情報の開示を受けるにあたり、自己が本規則上で負う義務と同等の義務を自らの親会社または子会社に課し、万一当該会社がこれに違反した場合には、自らが違反した場合と同等の責任を開示者に対して負うものとする。
- ④ 本条第2項に基づき開示者の機密情報の開示を受けた本会の他の会員は、被開示者が本規則上で負う義務と同等の義務を負うものとする。

第4条（有効期間）

- ① 本規則の有効期間は、本会への入会の日から、本会の解散の日または本会から退会した日のいずれか早い日までとし、会員は、有効期間中、本規則の規定に拘束されるものとする。
- ② 前項の定めにかかわらず、第2条第3項および第3条の定めは、有効期間終了後3年間、第6条および第7条の定めは、有効期間終了後も、依然として効力を有するものとする。

第5条（知的財産権）

- ① 本規則は、開示者から被開示者に対して、機密情報にかかる産業財産権、著作権その他の知的財産権またはそれらを受ける権利の譲渡、許諾その他の権利を付与するものではない。
- ② 被開示者は、機密情報に基づいて発明、考案等産業財産権、著作権その他の知的財産権を受ける権利が生じた場合には、開示者に通知し、帰属および利用について協議する。

第6条（保証）

開示者は、機密情報およびその利用に関して、第三者の知的財産権に対する侵害も含め、いかなる瑕疵担保責任および保証責任も負わないものとする。

第7条（譲渡制限）

会員は、他の会員の書面による事前承諾を得ることなく、本規則上の義務または権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

第8条（損害賠償）

被開示者が本規則に違反し、開示者に損害を与えた場合には、開示者は被開示者に対して損害賠償を請求できるものとする。

第9条（協議解決）

本規則各条項の解釈または本規則に定めのない事項に関して疑義または紛争が生じた場合には、その都度、会員による協議の上、これを解決する。